

那覇市保育園における避難情報等警戒レベル発令時の 対応ガイドライン（保護者配布用）

1、避難に係る判断基準について

避難に係る判断基準については、以下のとおり本市が発令する「避難情報等警戒レベル」（以下「警戒レベル」という。）とし、**【警戒レベル 3：高齢者等避難】**以上が発令された場合、直ちに避難等を行うこととします。

保育園の避難判断基準はこの「避難情報等警戒レベル」に基づく。

名称：避難情報等警戒レベル
発行者：那覇市
内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報
発行者：気象台・都道府県
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル相当情報は、本ガイドラインの避難判断基準ではないため、注意すること。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

防災気象情報（警戒レベル相当情報）	
浸水の情報（河川）	土砂災害の情報（雨）
5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
4 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2相当 氾濫注意情報	—
1相当 —	—

## 2、臨時休園の判断基準について

保育園が所在する場所に  
那覇市が発令する**避難情報等警戒レベル 3（高齢者等避難）**  
以上が発令下にある場合

**午前 7:00 時点**

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難

### 休園します

ただし、15時以前に【警戒レベル2】以下の状態となった場合、かつ園の施設及び周辺の道路状況等の安全が確認された場合は、開園することとし、開園時間等を園から保護者に連絡します。  
(15時1分以降の場合は引き続き休園とする。)

**保育中**

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難

### 園児を保護者に引き渡した後は休園します

園は、園児を安全な場所に避難誘導します。なお、園周辺の道路状況等の安全が確認された後、園児のお迎え時間等について、園から保護者に連絡します。

### 【台風時の対応】

○暴風警報又は避難情報等警戒レベル3（高齢者等避難）のいずれかが発令された場合は、休園とする。

### 3、給食の対応について

	台風時及び台風以外の災害の場合
① <b>7時00分時点</b> で園の所在する地区が <b>警戒レベル3以上の発令下にある場合</b>	<b>給食提供は行わない</b> ※休園のため
② <b>7時01分から11時までの間</b> に園の所在する地区が <b>警戒レベル2以下となった場合</b>	<b>給食提供を行う</b> ※メニューを変更することがあります
③ <b>11時1分から15時までの間</b> に園の所在する地区が <b>警戒レベル2以下となった場合</b>	<b>給食提供は行わない</b> ※ご家庭で済ませて下さい
④ <b>保育中</b> に園の所在する地区に <b>警戒レベル3以上高齢者等避難が発令された場合</b>	避難情報等警戒レベル発令時刻によって、食べずに降園する場合があります。その際、各園から保護者に保育業務支援システム等により連絡する。

※但し、上記の対応以外に、災害発生状況によって給食センターや調理場施設の停電や断水、床上浸水等施設の損壊等により、給食提供ができないことがあります。

### 4、園と保護者との連絡体制について

園は、本ガイドラインを保護者に周知するとともに、避難場所や緊急時の園児の引き渡し方法等について、書面で保護者と確認します。

臨時休園や避難行動を行う場合、園は、保育業務支援システムや緊急メール等で、保護者にお知らせします。

### 5、避難情報等警戒レベルの確認方法

避難情報等警戒レベルは、那覇市公式 LINE、那覇市公式ホームページ、那覇市公式防災ツイッターで確認します。